

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和5年10月11日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの	1件
-----------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
-----------------	----

国民年金関係	1件
--------	----

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300048号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2300042号

## 第1 結論

請求者のA社における令和2年12月25日の標準賞与額を40万円に訂正することが必要である。

令和2年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 平成6年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年12月25日

A社から支給された請求期間の賞与について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された賞与明細書並びに給与所得に対する源泉徴収簿によると、請求者は、請求期間において、同社から40万円の賞与の支払を受け、当該賞与から、40万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和2年12月25日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和5年6月7日に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2300040号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第2300003号

## 第1 結論

昭和59年\*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年\*月から昭和61年3月まで

私は、20歳になった昭和59年\*月頃、A市に住んでおり在学中であったが、父がB市役所で私の国民年金の加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料を毎月C町内会の集金人に父の保険料と一緒に納付してくれていたと記憶している。

しかし、請求期間について、年金記録では、国民年金の加入記録及び保険料納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間は学生が国民年金の強制加入者となった平成3年4月より前の期間であり、請求期間当時に学生であった請求者が、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、国民年金に任意加入している必要があるところ、請求者が請求期間において住所を定めていたB市の請求者に係る国民年金被保険者台帳によると、最初の資格取得年月日は昭和62年1月16日、種別は強制加入被保険者と記載されている上、これは請求者のオンライン記録における最初の国民年金被保険者資格取得年月日及び種別と一致しており、請求者が請求期間において国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、請求者は、父が昭和59年\*月頃にB市で請求者に係る国民年金の加入手続きを行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者及びその前後の同手帳記号番号における国民年金被保険者の資格取得処理日により、昭和63年8月頃に払い出されたものと推認される上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンラインシステムによる氏名検索を行ったほか、請求期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿を確認したが、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者の父は、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、請求者の父は、請求者の請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付等について覚えていないとしており、請求者自身は請求期間に係る国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付等に直接関与していないことから、請求期間に係る保険料を納付していたことを裏付ける関連資料及び陳述は得られなかった。

加えて、B市は、上記の国民年金被保険者台帳以外に請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況について確認できる資料は保存しておらず、請求期間当時のC町内会における保険料の集金業務については不明である旨回答している。

このほか、請求者の父が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。